

電気通信主任技術者規則及び工事担任者規則に関する告示の一部改正の概要

	告示の件名	告示番号	告示の根拠規定	主な改正内容
1	電気通信主任技術者養成課程の実施要目を定める件	昭和六十年郵政省告示第二百三十二号	電気通信主任技術者規則第二十七条第六号	<ul style="list-style-type: none"> ・試験科目のうち、「専門的能力」を廃止することに伴い、専門的能力に係る規定を削除。また、専門的能力に係る授業で扱う内容のうち、伝送交換主任技術者養成課程に係るものの一部を「伝送交換設備の概要」の授業に、線路主任技術者養成課程に係るものの一部を「線路設備の概要」の授業にそれぞれ吸収するため、「伝送交換設備の概要」及び「線路設備の概要」に係る授業科目の項目と授業時間を変更。 ・「データ通信設備の維持及び運用」を「サーバ設備の維持及び運用」に変更。 ・試験科目のうち、「伝送交換設備及び設備管理」における新たな区分として「ソフトウェア管理」を追加することに伴い、「伝送交換設備及び設備管理」に係る授業科目として、「ソフトウェア管理」を追加。 ・授業を行わなくても良い日として、「天災その他やむを得ない事情により授業を行うことができない日」等を明記。 ・一日の授業時間を「三時間以上六時間以内」から「二時間以上七時間以内」に変更。
2	電気通信主任技術者養成課程の終了の際に行う試験の実施方法を定める件	平成二十一年総務省告示第三百四十六号	電気通信主任技術者規則第二十七条第十号	<ul style="list-style-type: none"> ・試験科目のうち、「専門的能力」を廃止することに伴い、専門的能力に係る規定を削除。また、専門的能力に係る試験のうち、伝送交換主任技術者養成課程に係るものの一部を「伝送交換設備の概要」の試験に、線路主任技術者養成課程に係るものの一部を「線路設備の概要」の試験にそれぞれ吸収するため、「伝送交換設備の概要」及び「線路設備の概要」に係る試験の問題の区分と問題数を変更。 ・「データ通信設備の維持及び運用」を「サーバ設備の維持及び運用」に変更。 ・試験科目のうち、「伝送交換設備及び設備管理」における新たな区分として「ソフトウェア管理」を追加することに伴い、「伝送交換設備及び設備管理」に係る試験の問題として、「ソフトウェア管理」を追加。 ・以上の変更等に伴い、「伝送交換設備及び設備管理」並びに「線路設備及び設備管理」に係る試験時間を「百分」から「百五十分」に変更。

3	工事担任者の養成課程の実施要目を定める件	昭和六十年郵政省告示第二百二十五号	工事担任者規則第二十五条第五号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資格区分の名称変更に伴う変更。 ・ AI 第二種及び DD 第二種の廃止に伴い、これら種別に係る規定を削除。 ・ 授業を行わなくても良い日として、「天災その他やむを得ない事情により授業を行うことができない日」等を明記。 ・ 一日の授業時間を「三時間以上六時間以内」から「二時間以上七時間以内」に変更。 ・ 授業内容について、「電波妨害及び雷サージ対策」を「電磁障害及び雷サージ対策」に変更し、より適切な表現に改めるとともに、サービスが終了あるいは利用が減少しつつある「フレームリレー網、セルリレー網及び ATM 網」を削除。
4	工事担任者の養成課程の終了の際行う試験の実施の方法を定める件	昭和六十年郵政省告示第二百二十六号	工事担任者規則第二十五条第九号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資格区分の名称変更に伴う変更。 ・ AI 第二種及び DD 第二種の廃止に伴い、これら種別に係る規定を削除。 ・ 試験の問題の内容について、「電波妨害及び雷サージ対策」を「電磁障害及び雷サージ対策」に変更し、より適切な表現に改めるとともに、サービスが終了あるいは利用が減少しつつある「フレームリレー網、セルリレー網及び ATM 網」を削除。
5	工事担任者の学校等の認定の基準を定める件	平成十一年総務省告示第二百三十号	工事担任者規則第十七条	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資格区分の名称変更に伴う変更。